

松江地方裁判所委員会（第7回）議事概要

- 1 日時
平成18年4月24日（月）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員） 足立正智，熱田雅夫，飯島健太郎，佐藤洋志，中村俊郎，
西島幸夫，広江みづほ，前田幸二，吉村 信
（五十音順敬称略）
（説明者）松田事務局長，垣屋民事首席書記官，立花刑事首席書記官
（庶務） 田淵総務課長，法正総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 前回の指摘事項に対する説明（松田事務局長）
 - これまでも障害者の皆様が利用しやすいよう，エレベーター，玄関等のスロープ，点字ブロック，車椅子利用者対応インターホンなどを整備している。身障者用トイレも設置しており，各階への設置については今後も検討を進めたい。
受付相談など来庁者への対応は，室内のローカウンターで行っている。一般の来庁者の利用がほとんどないため，ローカウンターが設置されていない部署もあるが，もし，利用があれば別室で対応することとしている。
車椅子利用者の方々は内開きのドアに不便を感じることもあるかと思うが，職員が案内するなどの配慮を心掛けている。現時点では，建物の構造等の問題があり改修は難しい。
 - 玄関の採光は良いとはいえず，今後，照明設備を改善していくことを検討している。
 - 玄関ホールには，円形の椅子や，冷暖房の効果も逃がさず採光も考慮した透明パネルを設置するなど，堅苦しさを排除し，より利用しやすいものとなるよう配慮している。今後も一層の改善が必要であると考えており，検討を進めていきたい。
 - 支部においても本庁と同様の取り組みを検討したい。
 - 前庭の緑をもっと豊かにし，親しみやすくとの声もあるが，裁判所では利用者のプライバシーをおろそかにすることはできず，公園と同様な管理形態をとることは難しい。事情の許す範囲において，今後とも緑の空間の保持に努めたい。
 - 広く国民の皆様に裁判所を知っていただくために，裁判傍聴や裁判所の見学を実施しており，裁判所のホームページで案内したり，市町村，学校，公民館等への広報活動も行っている。

- 待遇等の研修を行うなど、日頃から利用者の方々に暖かい対応をするよう職員に指導している。また、利用者の方々の御意見を聞く「みなさまの声」という箱を設置しており、寄せられた意見は、職員に周知し、職場でのミーティングで取り上げるなど、常に改善を心掛けている。
- (3) 説明内容についての意見交換
- 平成17年度の裁判所見学者が562人あったとのことだが、裁判所に関心を持つ人が1人でも多く現れることを期待している。自分自身裁判所に来るのは2度目だが裁判所に入ること自体に緊張感がある。裁判所が国民に親しまれるためには訪問者、見学者を受け入れる仕組みを作るとよいと思う。
 - 玄関の守衛の挨拶の音が大きく、以前よりよくなっている。最初に玄関口で挨拶し合うと心がなごむ。
- (4) 31号法廷（裁判員裁判用法廷）の見学
- (5) 刑事手続広報用ビデオ「あなたも参加する刑事裁判」視聴
- (6) 裁判員制度の内容についての意見交換
- 裁判員の任期は事件ごととなっているが、担当の事件が終わった後、同年度中に別の事件の裁判員に選任されることがあるのか。2度目であれば慣れもあり、1度目の経験が活かせるのではないかと思う。
 - 辞退事由が曖昧で、細かな規定がない。例えば、自分の知人が被告人だったら辞退できるのか。また、裁判員には守秘義務があるが、耳目を引く事件であれば裁判員がWEBカメラを持ち込んで配信することもあり得る。そういった場合罰則はどうなるのか。こういった点については今後細かな定めがされるのか。
 - 補充員は、裁判員の後ろの席に座っているのか。評議にも入るのか。裁判員から抜ける人と意見の違う補充員が後任の裁判員として加わることもあるのか。
 - 裁判員の氏名は公判が始まる前に公表されるのか。
 - 辞退事由については更に政令でも定められる。補充員は評議にも同席するが、裁判員の後任になるかどうかと、その意見とは関係がない。訴訟関係人以外に氏名が公表されることはない。
 - 裁判員に選任されたことは公判期日のどれくらい前に分かるのか。事前に予告があるのか。
 - 毎年、裁判員候補者名簿が作成された時点で、その旨の通知がされることになる。
 - 裁判員の選任手続の期日だけでも早く通知できないか。
 - 医師や助産師、遠洋漁業の漁師など仕事の性質上、裁判員に応じられない人もいる。代わりが出せない職種だと難しい。職種によっても変わってくるのではないか。辞退の場合の事情は広めに汲んでやった方がよい。
 - 料理人が裁判員に選任されると、レストランの営業自体が成り立たなくな

ってしまう。

- 徐々に裁判員制度に慣れるということを考えていたが、ビデオで重大な刑事事件が対象であると聞いてはっとした。大変だなと感じた。裁判員に任命されて、出席する段階でどういうものか知るより、もっと前に広報すべきではないか。
- 評議において、裁判員として一度述べた意見を変えることには葛藤があるのではないか。自由に意見が言える雰囲気が必要だと思う。
- 最初に発言するのは勇気がいる。私は、最初に発言した人を持ち上げるよう心掛けている。
- 裁判官は出前講義に出かけないのか。一般の人たちとの話し合いに慣れるとか話を引き出すことを訓練する機会としてそういう場も必要なのではないか。
- 出前講義も行っている。裁判官の経験という面では、関係機関との協議会が何回かあり、その進行役を裁判官に担当してもらうこともある。
- 会社の経営者と話をすると、決まって、裁判員に選任されても人は出せないという話になる。こういった層にどうやって理解を得るか、説明が難しい。
- 裁判員に選任されたら断れないことにしてもらった方が本当はよい。2週間くらい前に予定が立てば、大抵の場合何とかなるのではないか。
- 裁判員の選任手続の期日の通知を受けたら、その期間は仕事は休みということにしなければならない。
- せっかく休みを取っても、いざ選任手続に行ってみたら結局選ばれなかったということもある。そういうことになれば不満を持たせてしまうのではないか。
- ビデオ「評議」はとてもよかった。こういうビデオを事前に見ておけば不安感が緩和される。
- 裁判官が適切な判断材料を示さなければ、適切な議論ができないのではないか。事実認定においては個々の価値観で判断できるところもあろうが、量刑については何らかの材料がなければ判断が難しい。
- 今まで専門家だけで判断していたところに、民間の色々な人たちが入って色々な意見を出し合い共に議論することになれば、裁判官もリフレッシュされ、それが肥やしとなって、次の良い判断につながるのではないか。この制度は裁判官にとっても大きな意味を持っており、成功すれば日本の裁判官制度が活性化されるのではないかと思っている。
- 裁判官には刺激になると思うし、同時に、裁判官も試されることになると思う。裁判員裁判をどう進めていくか、裁判員が意見を自由に述べられるような評議や審理ができるかが問題だ。参加した裁判員にはやり遂げたという充実感や達成感を味わってほしいと思っているし、裁判所は思ったことを自由に言えるところだということを感じてほしい。

- 裁判員候補者に選ばれた段階で模擬裁判を体験するなど研修をすることは考えられないか。
 - 日本の裁判は長いというイメージが一般化している。実際は、3、4回で終わるものがほとんどなので、制度が始まる前にPRして不安を取り除いておく必要がある。
 - 難しい事件を基準にどのように運用するか議論している感があるが、オーソドックスな事件を基準に考えた方がよいのではないか。
 - 松江地裁に係属した殺人等の重大事件について、自白事件か否認事件か、何開廷くらい審理して判決に至っているかなども広報に加えるとよいのではないか。
 - 学校の校長先生の会議に出かけて広報をすることはどうか。また、学校の先生を模擬裁判の裁判員役とすることはどうか。若い世代に、今後の社会は皆で公務を分担するんだという意識をもってもらうことが必要だと感じており、現場の先生には早くそれに馴染んでもらいたい。
- (7) 意見交換テーマの選定
- 本日意見交換が予定されていた「裁判員制度の理解を深めるための法教育を含めた広報活動の在り方」にも意見交換が入り始めたところであるが、中途となったので、次回も引き続きこのテーマを選定するとともに、「市民に身近な裁判所にするために」がその次のテーマとして選定された。
- なお、本日意見交換した「裁判員制度の内容について」に関しても必要に応じて意見交換が継続されることとなった。
- (8) 次回開催日時
- 次回は、平成18年9月25日（月）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。
- (9) 閉会あいさつ